

京都市長期ビジョン策定推進本部設置要綱

制定 令和6年9月1日

（目的及び設置）

第1条 本市の総合計画（本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するために市政全般にわたり総合的かつ体系的に定める基本計画をいう。）を策定するに当たり、庁内での情報共有及び議論を行うとともに、市民等への幅広い周知のほか、京都市総合計画審議会からの答申を受けた計画案の決定など庁内の意思形成を行うため、京都市長期ビジョン策定推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（組織）

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

5 本部長に事故があるときは、京都市副市長事務担任規程に規定する総合企画局に属する事務を担当する副本部長がその職務を代理する。

（会議）

第3条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者を推進本部の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

（幹事会）

第4条 推進本部に、第1条に掲げる目的を円滑に遂行するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、総合企画局都市経営戦略室長をもって充てる。

4 副幹事長は、総合企画局市長公室政策企画調整部長をもって充てる。

5 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

6 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、主宰する。

7 幹事長は、必要があると認めるときは、副幹事長及び幹事以外の者を幹事会の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

8 幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代理する。

（庶務）

第5条 推進本部の庶務は、総合企画局都市経営戦略室において行う。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、都市経営戦略監が定める。

附 則

この要綱は、制定の日（令和6年9月1日）から実施する。

別表第 1（第 2 条関係）

- (1) 教育長
- (2) 京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例第 2 条に規定する管理者
- (3) 会計管理者
- (4) 都市経営戦略監
- (5) 企画監
- (6) 危機管理監
- (7) 産業・文化融合戦略監
- (8) 文化芸術政策監
- (9) デジタル化戦略監
- (10) 観光政策監
- (11) 木の文化・森林政策監
- (12) 監察監
- (13) 京都市事務分掌条例第 1 条に規定する局の長及び財政担当局長
- (14) 区長及び担当区長
- (15) 選挙管理委員会事務局長
- (16) 監査事務局長
- (17) 人事委員会事務局長
- (18) 消防局長
- (19) 交通局次長
- (20) 上下水道局次長
- (21) 教育次長
- (22) 上記のほか、本部長が必要と認める本市関係職員

別表第 2（第 4 条関係）

- (1) 京都市事務分掌条例第 1 条に規定する局の庶務担当部の部長又は庶務担当室の室長
- (2) 行財政局人事部長
- (3) 行財政局財政室長
- (4) 会計室長
- (5) 区長会当番区地域力推進室長
- (6) 選挙管理委員会事務局次長
- (7) 監査事務局次長
- (8) 人事委員会事務局次長
- (9) 消防局総務部長
- (10) 交通局企画総務部長
- (11) 上下水道局総務部長
- (12) 教育委員会事務局総務部長
- (13) 上記のほか、本部長が必要と認める本市関係職員